

# 大規模イベント等リユース食器導入スキーム構築に係る調査検討業務委託仕様書

## 1 業務名

大規模イベント等リユース食器導入スキーム構築に係る調査検討業務

## 2 目的

県では、これまでプラスチック資源循環の推進のため、プラスチック代替製品（紙容器等）等の普及啓発やリユース食器の使用によるワンウェイプラスチック削減啓発等を実施してきたところであるが、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた取組みなどが強く求められる中、ワンウェイプラスチック使用削減に係る更なる定着化に向けた取組が必要となっている。

このため、本調査検討業務は、関係事業者と連携した本県独自の循環スキーム構築に向け、県内大規模イベント等でのワンウェイプラスチック使用の実態調査等を行うとともに、大規模イベント等でリユース食器を使用するための課題抽出、手法の検討を行い、今後の循環スキーム構築実証事業の実施につなげることを目的とする。

## 3 委託上限額

2,852,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）までとする。

## 5 業務の内容

1) 県内大規模イベント等でのワンウェイプラスチック使用実態等調査業務

(1) 調査に当たっては、次によりイベント等を抽出し、事前に県と協議の上決定したものについて、調査対象とするものとする。

①概ね来場者数1万人以上のイベント等10件以上（年間を通じて定期的に開催され、延べ来場者数が概ね1万人以上のものを含む。）

なお、来場者数が発表されていない場合には、主催者への聞き取り等によること。

②愛媛県内を拠点とするプロスポーツチーム4団体のホームゲーム等

(2) 県内大規模イベント等でのワンウェイプラスチック削減のためのリユース食器導入に対する課題抽出・導入手法検討に資するよう、表1の調査対象、調査項目を中心に調査すること。なお、必要に応じて調査項目等を追加等し、より効果的な調査となるよう提案すること。

①具体的な調査項目は県と協議の上決定すること。

②ヒアリング及び現地調査等、効果的な調査方法により実施すること。

(表 1)

|    | 調査対象              | 調査項目 (例)   |
|----|-------------------|--|
| a. | イベント主催者 (行政機関を含む) | ○直近のイベント開催等の状況<br>・来場者数、飲食提供出店者数 等   |
| b. | イベント請負事業者         | ○イベント等会場内でのごみの状況<br>・過去及び今後のイベント等でのごみ箱設置の有無、分別種類の状況<br>・ごみの減量化等の工夫   |
| c. | プロスポーツ運営団体        | ○過去のイベント等における排出ごみ量、種類、処理方法 (処理依頼先、費用、出店事業者の負担等)<br>○回収したごみのリサイクル等の状況<br>○過去のリユース食器の利用状況・理由及び今後の予定<br>○リユース食器の利用意向・利用する場合の条件 (費用、イベント運営上の要件等)<br>○リユース食器使用時に必要な食器の種類、数<br>○リユース食器の調達方法 (自社調達又は外部借入等)<br>○自社調達の場合の未使用期間の保管管理<br>○ワンウェイプラスチック削減に向けた課題・要望等 |

## 2) 大規模イベント等でのリユース食器導入手法の検討業務

### (1) リユース食器導入に対する課題抽出業務

①抽出する課題については、次の項目を含むこと。なお、リユース食器の使用経験がないイベント等については、導入に当たって課題になると推定されることについて調査すること。

- a. リユース食器の購入・維持等に要する経費に関すること
- b. イベント等開催時におけるリユース食器の運用に関すること
- c. イベント後におけるリユース食器の洗浄、保管、他のイベント等での共同利用等に関すること
- d. 食品衛生法等、法令上の規定に関すること
- e. その他

②課題抽出に際しては、前記 1) の調査対象者へのヒアリングや現地調査等を実施するなど、本県の実情等を的確に反映させ、本県におけるワンウェイプラスチック削減に向けたリユース食器導入に対する課題を抽出するものとする。

### (2) リユース食器導入に係る先行事例等調査

①全国で実施されている先行事例 (イベント等) を 1 件以上、リユース食器の貸出に係る事業を行っている事業者を 1 者以上調査すること。

②調査に当たっては、文献調査だけでなく、ヒアリングや現地調査等を行うこととし、(1)の課題抽出業務で抽出された課題に係る先行事例での対応を中心に調査すること。

(3) リユース食器導入スキーム構築に向けた実証事業の検討業務

①令和8年度にスキームの構築（実装）に向けた実証事業を行えるようモデルとなるイベント等について検討・抽出を行うこと。

②表2の項目を含む実証事業実施用マニュアルを作成するとともに、リユース食器の調達等、必要な体制の検討等を行うこと。

③リユース食器等の貸出・回収や洗浄・保管等の管理を担う県内の事業者や団体等（イベント主催者を含む）の検討・抽出に関すること。

(表2)

|    | 区分   | 項目（例）   |
|----|------|---|
| a. | 運用全般 | ○イベント等におけるリユース食器の使用に係る一連（貸出～回収）の運用フロー<br>○安全面から運営上必要な食品衛生法等の留意事項<br>○リユース食器の確実な返却に向けた対応     |
| b. | 体制整備 | ○リユース食器の調達（素材、形状、色、数、入手方法、価格等）<br>○リユース食器の保管等<br>・使用後の洗浄、衛生的な保管<br>・効率的な利用に向けた他のイベント等での活用 等 |
| c. | 事業効果 | ○事業効果を高めるため、原則として、全ての出店者がリユース食器を使用（持ち帰り分等を除く）するよう促すための方策<br>・出店費での調整等                       |

(4) その他、事業目的を達成するために効果的な業務については、提案を妨げない。

## 6 業務計画書及び報告書の提出等

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。

(2) 令和7年10月中旬を目安に中間報告を行うこと。なお、報告資料については、県と受託者が協議の上、書面及び電子媒体で提出すること。

(3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」及び県ホームページに掲載する概要報告書を作成し、書面及び電子媒体で提出のうえ、県の検査を受けること。

- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、原則として、県に帰属する。
- (5) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (7) 委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (11) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約期間満了後1年間とする。
- (12) 各業務に係る一切の経費は委託金額に含むものとする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。